

## 令和8年度緑の募金緑化活動支援事業 募集のお知らせ

令和8年度の「緑の募金」を活用した緑化活動支援事業を次のとおり募集します。

令和8年3月18日  
公益財団法人福岡県水源の森基金

### 1 募集期間

2026年4月1日（水）から2026年5月12日（水）まで

### 2 助成の対象となる活動

森林の整備等により緑豊かな環境の創造及び県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであって、次の各号に掲げる活動に対して助成します。

- (1) 森林の整備  
植樹等の森林づくりボランティア活動による実施する事業
- (2) 身近な緑化  
身近な公的スペースの緑化
- (3) 緑の保全  
地域に象徴に残る古樹や名木等の保存
- (4) 緑に関する普及啓発  
緑に関するイベントや緑との交流活動等の普及啓発活動
- (5) 国際緑化協力  
地域レベルで結ばれた海外姉妹都市等との間で行われる国際緑化協力活動
- (6) その他緑の募金事業として適当と認められるもの

### 3 活動の期間

助成金の交付決定日（令和8年6月下旬予定）以降に開始し、2027年3月31日までに完了する活動が対象となります。ただし、やむを得ない理由により交付決定前に着手する必要があり、当基金に事前着手届を提出した場合はこの限りではありません。

#### ※事前着手に関して

事前着手が必要な場合、申請書と一緒に事前着手届を提出してください。ただし、事前着手届があっても採択を保証するものではありません。採択されなかった場合は、事前着手に要した経費は自己負担となることをご了承ください。

### 4 応募者の要件

地区緑化推進委員会、市町村又は市町村緑づくり推進協議会のほか、自主的かつ組織的に事業を実施できる団体とします。ただし営利を目的とする団体には助成しません。

### 5 助成金の限度額

1申請あたり20万円を上限とします。

ただし予算の範囲内で助成決定を行うため、審査の結果、採択されない場合があるほか、2割の範囲内で減額する場合があります。

## 6 助成金交付の対象経費

助成の対象となる経費は次の表のとおりです。

項目	内容	備考
謝金	外部講師等への謝礼金	
賃金	活動の準備に必要な作業の労賃	団体構成員への支給は不可
資材購入費	苗木、肥料、支柱、作業道具、参考資料等の購入	作業道具など汎用性があるものは必要性を明示すること
広報費	ポスター、パンフレットの作成費	
使用料及び賃借料	会場使用料、バスの借り上げ料、活動に必要な資材・機器等のリース料等	
委託料	大苗の植栽や高所作業など団体では困難な作業にかかる経費	必要性を明示すること
保険料	野外活動を行う場合の参加者等の傷害保険料	
事務用品	活動に必要なコピー用紙等の事務用品代	
その他	上記以外で理事長が必要と認める経費	必要性を明示すること

注1 助成対象の経費は、応募した活動に必要な経費とし、団体の運営にかかる経費は助成対象外。

2 飲食物の購入費、資産の形成につながる資材（機器・機械など）の購入は助成対象外。

## 7 助成の決定

審査委員会の審査を経て、運営協議会の意見を徴した後に、予算の範囲内において、事業の適否及び助成額を承認し、助成金の交付決定を通知します。

## 8 審査について

採択基準の適否のほか、有効性、効率性等の視点から審査します。

なお採択基準の適否は、次の表の審査の視点で判定しますので、応募される前に不備がないかご確認してください。

項目	採択基準	審査の視点	判定	
			適	否
実施主体	市町村又は市町村緑づくり推進協議会、地区緑化推進委員会及び自主的かつ組織的に事業を実施できる団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象の実施主体であるか</li> <li>・任意団体については規約があるか</li> <li>・営利を目的とした団体ではないか</li> </ul>	適	否
適合性	活動内容は当該事業の目的に合致していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付要綱第2条に定める各号に掲げる活動であるか</li> <li>・6号に該当する場合、緑の募金事業として適当か</li> </ul>	適	否

実現性 実効性	実現性及び実効性が確保されていること	・活動の体制が確保されているか ・具体的な事業計画となっているか ・目的達成の有効な手段か	適	否
持続性	事業完了後も善良な管理がなされること	・事業完了後の管理が自助で可能か ・完了後の管理費用が高額でないか	適	否
緑の募金 周知	当該事業が緑の募金により実施されたことを表示すること	・表示する手法が明確に記載されているか	適	否
事業期間	事業承認された年度の3月末までとする	・事業完了が3月末までとなっているか	適	否
他の助成 事業	他事業等から助成金等の交付を受けないこと	・他事業等から助成金等の交付を受けないことを誓約しているか	適	否
助成対象 経費	交付要項別表1に定めるとおり	・助成対象経費は、別表1に定めるとおりか ・助成対象外経費が含まれている場合、自己資金等の範囲内か ・必要性の明示がされているか ・経費の算定は妥当か	適	否

- 留意事項 1 交付要綱とは、緑の募金緑化活動支援事業助成金交付要綱のこと。  
2 各項目に1つでも否があれば助成の対象としない。

## 9 応募方法

- 提出書類 緑の募金緑化活動支援事業助成金交付申請書（様式1号）  
（添付資料） 別紙1 事業内容（計画）  
別紙2 事業経費（計画）  
申請団体の規約等（任意団体は必要）  
事業計画の平面図等（植栽や整備を伴う場合）
- 提出部数 1部
- 提出期限 2026年5月12日（火）必着
- 提出先 公益財団法人福岡県水源の森基金 緑化推進事業班  
〒810-0001 福岡市中央区天神3-14-31 天神リンデンビル3F  
E-mail [f-suigen@deluxe.ocn.ne.jp](mailto:f-suigen@deluxe.ocn.ne.jp)
- 提出方法 可能な限りEメールにより電子で提出してください。紙の場合は郵送でお願いします。
- 留意事項 令和8年度から要綱、様式が変更されていますので、別添の「緑の募金緑化活動支援事業助成金交付要綱」をご確認ください。  
添付資料の「別紙1 事業内容（計画）」には、できるだけ具体的に詳しく記載してください。

## 10 問合せ先

公益財団法人福岡県水源の森基金 緑化推進事業班  
TEL 092-733-8877 FAX 092-733-8872  
E-mail [f-suigen@deluxe.ocn.ne.jp](mailto:f-suigen@deluxe.ocn.ne.jp)